

第9回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成30年2月19日（月）午前10時から正午まで
於：法務省地下1階大会議室

〔出席委員〕

田中座長、安富座長代理、青山委員、明石委員、秋月委員、市川委員、岡部委員
高橋委員、滝澤委員、野口委員、村上委員

〔入国管理局側出席者〕

和田入国管理局長、佐々木官房審議官、佐藤総務課長、丸山入国在留課長、根岸審判課長、
君塚警備課長、福原出入国管理情報官、田中参事官、礒部難民認定室長、中山在留管理業
務室長

1 開 会

○田中座長 これより第7次出入国管理政策懇談会第9回会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ、委員の先生方には本懇談会に出席いただきまして、まことに
ありがとうございます。

本日の議題に入る前に、まずは事務局から、今後の政策懇談会の進め方について説明
をお願いします。

○事務局 事務局の増田でございます。

今後の政策懇談会の進め方につきまして、御説明いたします。

以前お伝えいたしましたとおり、今後の政策懇談会では、「在留管理基盤の強化」を
大きなテーマといたしまして、在留外国人を取り巻く現状を踏まえ在留管理・在留支援
の在り方について御議論いただきたいと考えております。

御議論いただきたい点につきましては、主に2つございます。

1つ目は、平成21年改正入管法の附則61条の関係でございます。入管法の附則6
1条につきましては、在留管理制度の施行3年を目途といたしまして、施行状況を勘案
し、必要があると認めるときには検討を行い、必要な措置を講ずるものとされておま
す。

そこで、本日の会合では、中長期在留者の在留管理制度の施行状況及び今後の課題に
ついて御説明させていただきまして、委員の皆様から御意見を頂いた上で、次回の会合
で当局の報告書として御提案をさせていただきたいと考えております。

次に、2点目ですけれども、在留管理と在留支援についてでございます。今後、一層
外国人の受入れを適切に行うに当たりましては、在留管理に必要な就労状況等の情報を
当局が迅速かつ確実に取得し、その情報を高度に分析することで不法滞在者や偽装滞
在者を確実に把握する「点から線へ」の在留管理の確立、すなわち在留管理基盤の強化が
必要になると考えております。また、関係機関と連携して、在留外国人の情報を的確に
把握することによって、在留支援にも結びつけられるのではないかと考えております。

そのため、中長期在留者の在留管理制度の施行状況及びその検証結果を踏まえまして、今後の在留管理・在留支援の課題を検討していきたいと考えております。

そして、最終的には、政策懇談会の報告書といたしまして、在留管理基盤の強化の在り方に係る提言をまとめていきたいと考えております。

日程につきましては、本日と次回の2回で附則61条関係の「中長期在留者の在留管理の施行状況及び検証結果」を取りまとめた後に、来年3月ごろまで、在留管理と在留支援に係る個別のテーマを取り上げて御議論いただき、在留管理基盤の強化の在り方に係る報告書を取りまとめたいと考えております。

なお、今後の御議論いただく個別のテーマにつきましては、座長、座長代理と御相談させていただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

私からは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

事務局から、今後の進め方について説明があったわけですがけれども、市川委員から、第1回から前回までの概要説明を伺って、今後の進め方について所感を頂いたということでもありますけれども、市川委員から何か御発言はございますか。

○市川委員 私の所感で、今後どういうテーマが大事かというようなことを考えたときに、3つほど上げさせていただきました。特に1と2のところ、私の印象として、今検討した方がいいのではないかなと思ったことを挙げさせていただきました。

1点目が、外国人労働者の受入れに関する検討ということで、これからどういう人をどれくらい受け入れていくかということは、まだいろいろなところで議論されるのだとは思いますがけれども、もしそういう受け入れるという決断をした場合に、法務省として、あるいはこの懇談会として、どういう形で受け入れていくかという検討をするにあたっての準備はしておいた方がよいのではないかなと思ひまして、1番を挙げさせていただきました。

それから、2点目は、難民認定申請者がどんどん増大している中で、コアになっている本当に救済しなくてはいけない部分、難民の定義の核心部分を確定するという意味では、ここに書いてあるような議論は、一回、政策懇で取り上げてみてはどうだろうかと思ひます。

3点目は、これはどれくらい議論ができるかは分かりませんが、弁護士として退去強制手続は関心のあるところですので、この点もどこかで検証できたらいいなと思ひております。

この先、最終的な出入国管理基本計画が策定されるまで、まだ時間はあるとは思ひますが、そういう中で、どこかで折り込んでいただきたいなと思ひました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他の委員の皆様方から、今後の進め方について何か御発言はございますでしょうか。

では、滝澤委員から。

○滝澤委員 私も市川先生のおっしゃることに賛成いたします。

○田中座長 その他、ほかに御発言はございますか。

村上委員，どうぞ。

○村上委員 連合の村上でございます。

今，市川先生から頂いた御意見の1つ目，外国人労働者の受入れに関する検討について，1点，意見を申し上げたいと思います。

人手不足だということで，外国人労働者を受け入れたいというような声があることや，あるいは労働力人口が減少していく中で，受入れを検討すべきという意見があるということは私どもも理解はしています。ただ，それをこの懇談会で，労働力の問題とか，どうやって受け入れるのかということまで全て議論できるのかということ，限界があると思っております。また，外国人労働者を受け入れるとしたとしても，日本で生活されるためのさまざまな社会基盤の整備をしていかななくてはならないということもありまして，受入れ政策だけを議論するという話ではないと思っております。そのあたり，ぜひ慎重に検討していただきたいと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他，御発言ございますか。

では，高橋委員。

○高橋委員 受入れについては，多分，まだ政府の中でこれから議論はあると思いますが，一方で，高度外国人材，留学生，それから技能実習生として入国してきている方もいらっしゃるわけですが，そういう意味では支援の在り方というのも待ったなしだと思います。したがって，受入れの条件はこれから多分変わってくるとは思いますが，そこと歩調を合わせながら，支援の在り方というものをこの場で真剣に議論する必要があると思います。

それから難民のことについても，制度が変わったところですから，その状況について御報告を法務省から頂くのがいいと思います。

○田中座長 その他，今後の進め方について，更に御発言はございますでしょうか。

それでは，今頂いた御意見を勘案して，安富座長代理や事務局と相談して，今後の進め方を検討して，また提示してまいりたいと思います。

当面の日程等については事務局からの説明のとおりの方で進めさせていただきたいと思います。

具体的な問題については，外国人労働者の件，それから難民認定制度の実施状況等については政府全体の動向も踏まえながら，議論の中に取り込んでいけるものは取り込んでいきたいと思っています。

2 中長期在留者の在留管理制度の施行状況及び今後の検討課題について

○田中座長 それでは，本日の議題である「中長期在留者の在留管理制度の施行状況及び今後の検討課題について」中山在留管理業務室長から説明していただきたいと思います。

○中山在留管理業務室長 在留管理業務室長の中山でございます。

本日は，「中長期在留者の在留管理制度の施行状況及び今後の検討課題について」，お手元に配付しております資料に基づいて説明させていただきます。

説明時間は45分程度を予定しておりますが，若干時間をオーバーすることも想定されますので，あらかじめ御了承願います。

それでは、早速でございますが、説明に入らせていただきます。

最初に、資料の１ページ目を御覧ください。

こちらは、附則６１条の規定についての説明となります。

平成２１年改正法は、技能実習制度の見直しや入国者収容所の視察委員会の設置といったものに加え、中長期在留者に係る在留管理制度の創設及び特別永住者制度の見直し、上陸拒否の特例に係る措置などが盛り込まれた多岐にわたるものでした。このうち、中長期在留者に関する在留管理制度の創設に係る規定や特別永住者制度の見直しに係る規定については、施行後３年を目途として施行の状況を必要に応じて検討することが規定されました。

そこで、この規定に基づいて、法務省入国管理局において検証を行ってまいりました。資料２ページ目を御覧ください。

こちらのページには、中長期在留者に係る在留管理制度の創設及び特別永住者の制度の見直しに関して、改正等された主な制度の概要となっております。こちらに記載しております各制度については、昨年６月の政策懇談会において一度御説明しておりますので、今回は簡単な説明とさせていただきます。

なお、皆様の机の上には６月の会合時にお配りしました在留管理制度に関する資料を再配付しておりますので、各制度の詳細を御確認いただく場合には、そちらを御参照いただければと思っております。

最初に、中長期在留者の在留管理制度の構築について御説明いたします。

従前の在留管理制度では、法務大臣は入管法に基づいて、外国人の入国時や在留期間の更新等を受けた際に、当該外国人から必要な情報を取得することとなっており、在留期間の途中における居住地等の変更に関しては、市区町村における外国人登録制度を通じて把握するという入管法と外国人登録法による、二元的な管理による「点の管理」となっておりました。

この旧制度の問題点として、「在留期間の途中において転職あるいは居住地の変更などの事情変更があっても、外国人が法務省に届け出る義務がない」、「法務大臣が外国人登録を通じて把握した情報について調査を行う権限がない」、「外国人登録の対象が短期滞在者から特別永住者、さらには不法滞在者までと幅広い」といったものでした。在留外国人の在留状況や居住実態の正確な把握が困難であり、地方自治行政への影響のみならず、外国人自身にも十分な行政サービスが受けられないといった問題がありました。

こうした問題に関して、外国人集住都市会議による提言、自民党政務調査会からの提言、規制改革・民間開放推進会議第３次答申等から、在留外国人の入国後の在留管理の強化等に関する検討が求められ、本懇談会の提言を踏まえた入管法及び入管特例法の改正案が国会に上程され、現行の在留管理制度が施行されました。

これにより、我が国に中長期間在留する外国人を中長期在留者として在留管理の対象とし、在留カードを交付するとともに、在留期間の途中であっても身分事項に変更があった場合、転居や転職した場合には法務大臣に当該情報を届出をさせることとしました。また、中長期在留者を受け入れている機関に対しても、中長期在留者の受入状況について、努めて届け出ていただくことにしました。

2 番目に、特別永住者に対する措置について御説明いたします。

特別永住者については、従前の制度において正確な情報把握という点に大きな問題があったわけではありませんが、中長期在留者の在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録制度が廃止されたため、これに併せて特別永住者の利便性を向上させるための制度の見直しも行われました。これにより特別永住者に対しては、特別永住者証明書を交付し、特別永住者の身分事項や住居地について変更があった場合には、それまでの制度と同様に市区町村を窓口とし、法務大臣に届出をさせることとしました。

3 番目の外国人登録制度の廃止について御説明いたします。

中長期在留者の在留管理制度の導入に伴い、外国人登録法が廃止されるとともに住民基本台帳法が改正され、外国人住民には住民票が作成されることとなりました。これに伴いまして、法務大臣からは当該外国人の住民票を備える市区町村に対して、氏名等の身分関係情報や、在留資格や在留期間に関する情報が通知され、また、外国人の住民票を備える市区町村からは、自治事務として行われる住民基本台帳法に基づく外国人の住民票の記載や削除、記載の修正に関する情報が、法務大臣に通知されることとなりました。また、それまで市区町村が保存していた外国人登録原票については、法務省において回収しております。

最後に、再入国許可制度の緩和についてです。

中長期在留者の在留管理制度の構築により、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握するようになったため、在留期間の上限を「3年」から「5年」に延長し、再入国許可の上限を「3年」から「5年」に延長しました。また、1年以内の出国であれば、再入国許可の取得が不要となるみなし再入国制度を新設しております。

次のページを御覧ください。

次の資料3ページからは、改正された各制度の概要と施行状況についてお話しさせていただきますと思います。特に在留カード及び特別永住者証明書に関する制度の概要につきましては、昨年6月に説明済みですので本日は説明を省略させていただきますが、6月にお配りしました資料2ページから8ページが在留カード等の制度の概要となっておりますので、適宜、御確認いただければと思います。

それでは、資料3ページについて御説明いたします。

こちらでは、在留カードと外国人登録証明書の記載事項の違いを説明させていただきます。こちらについては、昨年6月の会合時に御説明しておりませんでしたので、在留カード等に関して補足説明となります。

資料左側の方ですが、こちらは外国人登録証明書の記載事項ではありませんでしたが、新たに在留カードに記載することとなったものです。例えば、「就労制限の有無」や「資格外活動の有無」については、中長期在留者が事業主等に在留カードを提示することによって、就労が許可されることを簡単に証明することができるようになった観点から、記載事項とされたものです。同様に、在留資格変更許可申請中であることの記載についても、在留カードにこれらの情報を記載することによって、中長期在留者がこれらの申請を行っていることを簡単に説明できるようにするために記載事項とされたものです。

続いて、資料の中央ですが、こちらは外国人登録証明書と記載が変更になった点です。

外国人登録証明書では国籍しか表記できませんでしたが、在留カードでは国籍のほか「地域」も表記できるようになったため、「台湾」や「パレスチナ」といった地域も表記可能となりました。また、外国人登録証明書では、公園や路上等を含む一時的に滞在できる場所も含む「居住地」を表記していましたが、在留カード及び特別永住者証明書には、主たる住居の所在地を意味する「住居地」を記載することとしました。

最後に、資料右側ですが、こちらは外国人登録証明書の記載事項であったものの、在留カードや特別永住者証明書の記載事項ではなくなったものです。個人情報の保護や在留カード等により即時的に把握すべき情報かどうかなどの点から、記載事項を検討した結果、在留カード等の記載事項としなかったものです。

次に、資料４ページを御覧ください。

こちらは、平成２４年７月以前から外国人登録を行っていた外国人が所持していた外国人登録証明書は、一定期間、在留カード又は特別永住者証明書とみなされていました。在留カードとみなされていた外国人登録証明書を所持していた外国人の方は、資料の上段の期限までに在留カードに切り替える必要があり、遅くとも平成２７年７月８日までに切り替える必要がありました。したがって、現在、在留カードとみなされています外国人登録証明書は存在しないこととなっております。

一方、平成２４年７月以前から特別永住者として在留し、外国人登録を行っていた方が所持した外国人登録証明書につきましても、一定期間、特別永住者証明書とみなされておりました。資料にも記載のあるとおり、１６歳未満の方が所持している外国人登録証明書や、最後に外国人登録を受けた日の後の７回目の誕生日が、平成２７年７月８日よりも後に到来する方が所持している外国人登録証明書につきましても、現在もみなし特別永住者証明書とみなされております。平成２４年７月の施行日直前に出生し、特別永住者となった方が１６歳になるのが、西暦で申しますと２０２８年となりますので、みなし特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書をお持ちの方はまだいらっしゃるということになります。

続きまして、資料５ページを御覧ください。

こちらは平成２４年以降の年別の在留カード及び特別永住者証明書の交付件数をグラフに表しております。

資料にも記載しておりますが、平成２６年９月時点で、平成２７年７月８日までに在留カードへの切り替えが必要な永住者が約１５万人、特別永住者証明書への切替えが必要な特別永住者が約８万人確認されました。そこで、当局では、これら未切替えとなっている永住者及び特別永住者の方に切替えを促すために、平成２６年９月から個別に通知を発送しております。この結果、これまでで在留カード及び特別永住者証明書の交付件数は、平成２７年が最も多くなっております。

この個別通知ですが、現在も当局においては１６歳の誕生日を迎える永住者と特別永住者、外国人登録証明書から特別永住者証明書への切替えが必要となる特別永住者に対して個別通知を発送しております。現在の在留カード及び特別永住者証明書の切替えが必要な永住者、または特別永住者のうち、未切替えとなっている者の数字ですが、平成２８年末時点で永住者が約３，０００人、特別永住者が約８，９００人となっており、減少はしていますが、いまだ未切替えの方が存在している状況となっております。

資料6 ページを御覧ください。

こちらは在留カード及び特別永住者証明書に関し、関係団体等から寄せられた意見・要望となっております。それらの意見・要望について、当局における考え方を説明させていただきます。

上から順番に説明させていただきます。

1 番目は個別通知の発送です。

外国人登録制度においては、市区町村から外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間が迫っている者に対して、確認（切替交付）更新申請を促すための個別通知を発送しておりました。しかし、現在、市区町村においては在留カード等の有効期間を把握しておりませんので、法務省から個別通知を発送してほしいといった要望でございます。

こちらにつきましては、先ほども御説明しましたが、現在、当局では16歳時の切替えが必要な永住者、特別永住者とみなし特別永住者証明書から特別永住者証明書への切替えが必要な特別永住者に対して個別通知を発送しているところでございます。今後は、平成24年に在留カードの交付を受けた16歳以上の永住者の方が所持する在留カードの有効期間の最初の到来が平成31年となりますところ、その後、3年程度は永住者の方がお持ちの在留カードの有効期間更新申請が増加基調となると考えられますので、今後は更新状況等を踏まえつつ、個別通知の発送を継続する方向で検討していくことと考えております。

2 番目に、「国籍・地域」欄への台湾表記についてです。

こちらは、在留カードに台湾と表記することは日中共同声明に反するものなので、中国と表記すべきといった要望でございます。

こちらの方は、昭和47年の日中共同声明第2項において、「日本国政府は中華人民共和国が中国の唯一の合法政府であることを承認する」とされており、我が国の基本的立場は同声明に表明されているとおりです。

他方、我が国は、平成10年6月から台湾の旅券に当たる台湾護照を入管法上の旅券として取り扱ってきておりますが、これは我が国と台湾地域との人の往来を適切に把握し、管理するという観点から行った措置であります。現在の在留管理制度では、在留カードの「国籍・地域」欄に地域に当たるものも表記できるようになったことから、台湾と表記する取扱いとしたものですので、この点について妥当性を欠くものではないと考えております。

3 番目は、通称名の記載についてです。

外国人登録証明書に記載されていた通称名が在留カード等に記載されなくなったため、同一人性の証明が困難となったので、在留カードや特別永住者証明書に通称名を記載してほしいといった要望でございます。

通称名につきましては、運転免許証や国民健康保険証などでも使用されているものが存在しますが、当局におきましては平成21年改正入管法の検討の際に、通称名は在留管理制度に必要な情報ではなく、在留カードの記載事項として追加する必要はないと整理しております。

ちなみに、住民票に通称名を記載することは可能であり、またマイナンバーカードの発行を希望する外国人の方につきましても、通称名の記載のあるマイナンバーカードを

受領することもできると承知しておりますので、同一人性の確認に係る証明が必要な場合においては、住民票やマイナンバーカードをもって、その証明が可能となりますので、在留カードや特別永住者証明書においては特段の措置は不要であると考えております。

4 番目は、氏名に使用する漢字の拡大についてです。

外国人登録証明書に記載されていた簡体字、繁体字が正字に変換され、日常生活での同一人性の証明が困難となったので、簡体字の使用を認めてほしいといった要望でございます。

在留カードの氏名に使用する漢字は法務省令、それから法務省告示をもって定めるところですが、これは平成21年9月に開催された外国人登録事務市区町村代表者会議において、「新制度における氏名の漢字表記の在り方について、思い切って日本の正字に転換していくなどの方向性について検討できないか」といった意見や、法務省において、市区町村にアンケートを実施した結果、住民票、国民健康保険、国民年金等のサービスにおいて、各種システムで利用が見込まれる氏名表記との連携を図る必要があり、正字を扱うこととしてほしいといった要望が多数あったことなどを踏まえ、法務省において検討した結果、正字を扱うとしたものです。

簡体字や繁体字を含めた漢字の活用範囲を広げることは、他の行政機関における行政事務の円滑な遂行に多大な影響を及ぼすおそれがあるほか、他の行政サービスで用いられている全てのシステムについて改修する必要があるため、この要望に対する措置は行うことが困難であると考えております。

最後に、16歳の誕生日を迎える者の在留カード及び特別永住者証明書の有効期間の満了日の見直しについてです。

16歳未満の方に交付される在留カードや特別永住者証明書の有効期間の満了日は、原則として16歳の誕生日となっており、16歳の誕生日までに有効期間更新手続きをする必要があります。同居の父、母などにその手続きを行う義務があります。しかし、16歳の誕生日当日になりますと、同居の父、母などによる申請代理人義務が消滅し、今度は本人に申請義務が生じることとなりますが、この場合に、本人が申請できるのは誕生日の1日限りとなってしまいます。誕生日が経過した場合、本人が罰則を問われ得るので、有効期間を見直してほしいといった要望でございます。

16歳未満の方に交付する在留カード等の有効期間に幅を持たせることは、誕生日以降に本人申請ができる期間が広がるために申請人にとって利点があると考えられますし、この要望については、後でも述べますが、有効期間更新手続きについての意見、見直しに係る検討が必要であろうと考えております。

それでは、7ページを御覧ください。

7ページは、中長期在留者の届出義務と事実の調査の制度の概要となっております。

中長期在留者には、居住地に関する届出、在留カードの住居地以外の記載事項の変更があった場合の届出、所属機関等に関する届出が義務となっておりますので、中長期在留者は、これらについて変更が生じた日から14日以内に法務大臣への届出が必要となります。また、中長期在留者を受け入れている所属機関からも、中長期在留者の受入れ状況について、努めて届出をしていただくこととなっております。なお、この所属機関からの届出に関しては、雇用対策法第28条第1項の届出を行っている事業主は除かれ

ております。

7 ページ目の下の方ですが、中長期在留者に関する在留期間の途中における在留情報の流れを図で表したものです。

左から中長期在留者、中長期在留者の所属機関、中ほどに市区町村、右側に法務省といった形で連携がされております。

所属機関からの届出につきましては努力義務であり、なおかつ雇用対策法の届出を行っている事業主は除かれていることを御説明したところですが、就労資格を有する方については、事業主からの雇用対策法に基づく雇用状況届出によって、当局は就労先を把握できることとなっております。

したがいまして、中長期在留者を受け入れている機関の方からの中長期在留者の受入状況に関する情報は、雇用対策法に基づく雇用状況届出又は入管法に基づく所属機関からの届出によって担保される仕組みとなっております。雇用状況届出のほか、現在、中長期在留者に関する情報として、公的機関から提供を受けているのは市区町村からの住居地に関する情報となっております。

次に、8 ページを御覧ください。

こちらは、中長期在留者の届出に関しての施行状況です。

当局では、ホームページ上での広報に加え、上陸許可時や在留期間更新許可時などに、中長期在留者に対してリーフレットを配付するなどして、各種届出制度の周知に努めております。また、届出義務を履行していない者を発見した場合には、入管法第19条の19の規定に基づく事実の調査を行うなどして、届出指導を行っております。

中長期在留者からの所属機関に関する届出については、平成24年7月施行直後は郵送又は窓口のみで受け付けをしておりましたが、平成25年6月からは「法務省入国管理局電子届出システム」による電子での届出も受け付けることができるように加え、利便性の向上を図りました。

届出件数の表を御覧ください。

入管法第19条の16の届出の件数は、年々増加している状況です。在留外国人が増加しているという要因もありますが、当局における制度の周知のための取組みも、その届出件数の増加の要因となっているのではないかと考えています。

下の方ですが、入管法19条の17の届出についても、雇用対策法に基づく雇用状況届出を行っている機関は対象外とされているため、その届出を行っている機関の大半が留学生を受け入れている教育機関からの届出となっております。昨今の留学生が増加している状況もあり、入管法第19条の17の届出についても年々増加している状況です。

資料9 ページを御覧ください。

こちらは、中長期在留者の届出に関する事実の調査の概要と施行状況についてです。

事実の調査は、中長期在留者から届出情報と関係機関などから提出された情報などを突合して、届出義務を履行していない者への届出指導を行うほか、調査過程で虚偽の届出を行っている者又は当局が把握している在留情報と在留実態が乖離している者など、いわゆる偽装滞在者を発見する端緒となっております。

資料中央は、事実の調査の実施件数でございます。事実の調査においては、届出指導を行えば実施件数は増えますが、偽装滞在者対策に関する調査を行う場合には、より時

間を掛けた慎重な調査が必要となりますので、実施件数は少なくなります。

実施件数を見ますと、平成27年の実施件数が多くなっていますが、これは在留カードへの切替えが未了となっていた永住者に対して個別通知を発送したものの、所在不明などにより返送されたものに対する住居地に関する調査を全国的に集中して実施したためです。また、平成28年の実績を載せておりますが、未届出者に対する届出指導は住居地に関するものが多く、偽装滞在者の疑いがあるものとして関係部門に通報したもののについては、所属機関に関するものが多くなっているという状況です。

資料下の方は、中長期在留者の届出義務と事実の調査に関する意見、要望となっております。特にこちらの方は、地方入国管理局から業務を行う上で意見や要望が寄せられたものです。こちらについても、本省で検討したことを加えて説明させていただきます。

一つ目は、市区町村からの離婚、死別に係る通知を受けられるようにすべきというものです。

これは、入管法第19条の16第3号に規定されている配偶者との離婚、または死別についての届出ですが、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格を有する中長期在留者の中には、在留資格該当性に影響を及ぼすことを懸念して、届出に消極的になるものもいるので、市区町村から離婚や死別に関する通知を受けられるようにすべきといったものです。

これに関して、第5次の本懇談会の下に設置されました在留管理専門部会において、「市区町村が保有する戸籍事務のうち、日本人との婚姻又は離婚に関しては、外国人の人権・個人情報の保護の観点から、法務大臣が収集する情報は、在留管理上、必要最低限にすべきである。」といった提言がなされた経緯もあったため、こうした提言も踏まえた上で、慎重な検討が必要であると認識しております。

次に、「定住者」の在留資格を有する者についても、離婚・死別情報を届けさせるべきといった意見です。

「定住者」の在留資格については、法務大臣が特別の理由を考慮して一定期間の在留を認めるものであり、その態様は非常に多岐にわたっております。入管法第19条の16第3号により届出義務が課せられている「家族滞在」や、「日本人の配偶者等」のように、自身の在留が配偶者としてのものであることが当該外国人にとって明白である在留資格とは、若干、性格を異にする在留資格です。したがって、「定住者」の在留資格で在留する者に対して、離婚・死別の届出義務を課すことは難しいと認識しております。

続いて、所属機関からの届出の義務化についての意見です。

入管法第19条の17の届出については努力義務であり、雇用対策法に基づく雇用状況届出を行っている事業主は除外されています。一方、雇用対策法に基づく雇用状況届出は、外国人を雇用している事業主の義務となっているため、中長期在留者を雇用している事業主からは、雇用状況に関する届出がなされていなければなりません。しかし、中長期在留者を受け入れている事業主のうち、個人事業主などは、これらの義務を履行していない者も多く見受けられます。所属機関からの届出がなければ、中長期在留者に届出義務が生じているかが分からず、結果的にその中長期在留者の在留状況の継続的な把握が難しい状況になってしまいます。このようなことを踏まえ、所属機関からの届出

の義務化を求める意見であると捉えております。

これに関してですが、平成21年改正法の附帯決議において、2点、御指摘を受けております。

1点目は、所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することがなく、必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること。

2点目は、法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に関する情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不当に利用又は提供されることがないよう、その情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に十分配慮することと御指摘を受けております。

したがいまして、所属機関からの届出を義務化するといった意見に関しては、附帯決議の内容を踏まえた、より慎重な検討が必要であると考えております。

次に、10ページを御覧ください。

10ページには、法務省と市区町村の情報連携の流れを示しております。こちらにつきましても昨年6月の会合のときに御説明しておりますので、制度の概要は省略させていただきます。

法務大臣と市区町村の情報連携に関しましては、双方が送信することとされている情報に誤りがあった場合、市区町村が行う住民票の発行を始めとした各種行政サービスや、法務省が行う適正な在留管理に支障を来すこととなりますので、確実な情報連携を行うことが肝要です。そこで当局においては、市区町村の事務担当者を対象に外国人住民の在留関連事務を確実に理解し、見識を深めるための研修会を都道府県ごとに実施し、過誤などの防止に努めております。

この結果、市区町村と法務省との情報連携に関しましては、お互いが保有する一定の情報を即時的にやり取りすることが可能となり、それぞれ所掌する行政事務において効果的に活用ができております。その結果、おおむね順調に施行されていると認識しております。また、この情報連携が行われることによって、中長期在留者にとって在留期間更新許可後などに改めて市区町村への窓口に出向く必要なくなったため、利便性が向上した制度の導入であったと考えております。

続きまして、11ページと12ページは、再入国許可制度の概要と施行状況となっております。

11ページを御覧ください。

先ほど御説明しましたとおり、再入国許可の上限を3年から5年に伸長するとともに、「みなし再入国許可制度」を創設しております。

再入国許可制度の緩和に関する施行状況についてですが、施行当初はみなし再入国許可による出国または再入国の意思のない出国のいずれを希望しているかを十分に確認できない場面も見受けられ、現場において混乱することもありました。そこで、資料にもお示ししておりますとおり、再入国の意思を具体的に記載する再入国許可出国記録を改正するといった措置を行い、この種の問題は解決したと認識しております。

次に、12ページを御覧ください。

資料の上段は、再入国許可による入国者の状況です。平成24年の施行後は、みなし再入国許可による入国の割合が増加しており、再入国する方のほとんどがみなし再入国を利用していることがお分かりいただけると思います。

資料下の方を御覧ください。

こちらは在外公館における再入国許可の延長許可件数の推移となっております。年々在外公館における再入国許可の延長件数が減少していることがお分かりいただけると思います。その要因としては、再入国許可期間の伸長に伴うものと考えております。これらの状況から、再入国許可制度の緩和は、中長期在留者にとって非常に利便性が向上した制度の改正であったと考えられます。

次に、13ページを御覧ください。

こちらは、在留管理制度の導入に伴いまして、外国人登録制度が廃止された影響についてでございます。外国人登録制度の廃止に伴う外国人登録原票の取扱いについて御説明いたします。

外国人登録制度の廃止に伴いまして、それまで市区町村の窓口において可能となっていた外国人登録原票の開示請求や、外国人登録原票記載事項証明書の交付といったものができなくなりました。また、市区町村が保管していた外国人登録原票は法務省において回収し、個人情報保護法に基づく個人情報ファイルとして画像化された電磁的記録により保有することとなりました。

したがって、外国人登録を行っていた者が外国人登録原票の記載事項に関する情報を得ようとする場合には、法務大臣に対して個人情報保護法に基づく開示請求を行うことで、外国人登録原票の写しが交付されることとなりました。

資料下の方ですが、こちらは外国人登録の廃止に関しまして、法務省に寄せられた意見・要望となっております。また、それらを当局で検討した結果についても、併せて御説明いたします。

まず、法務省における出生地、本国住所、家族・親族情報の蓄積、保有及び開示についてです。

外国人が、我が国の出生証明書や本国の戸籍謄本などを取得しようとした場合、外国人登録制度の下では、外国人登録証明書に出生地や本国住所が記載されていたため、これを手掛かりとして各種証明書を取得することができましたが、外国人登録法が廃止され、これらの情報が入手することができなくなりましたので、法務省において外国人の出生地、本国住所、家族・親族情報を蓄積して必要に応じて開示してほしい。また、家族関係の公証制度を創設してほしいといったものです。

出生地や本国住所に関する情報は、外国人登録原票や在留諸申請記録に記載されておりますが、これらの情報は法務省において個人情報ファイルとして保有しているため、法務省に開示請求を行うことで、その写しを入手することが可能となっております。なお、当局で保有している情報は、申請人等が申し立てた事項を記録化した資料、あるいは提出した資料に基づくものですので、その資料に記載されている内容の正確性までは担保できず、公証書類としての機能を有しているものではありません。したがって、本件の要望につきまして、特段の措置を講ずることは困難であると考えております。

続いて、外国人登録原票の登録事項の訂正を可能とする意見についてです。

こちらは、外国人登録原票に記載された身分事項に誤りがあった場合、その訂正を可能として、その家族の関係を証明できるようにしてほしいといった要望です。

外国人登録制度においては、外国人が登録事務について市区町村の長に対して訂正を申し立てることができ、市区町村においては、この申し立てに対し、訂正を行うことが適当であると認められる場合には訂正を行うことができました。現在、外国人登録原票は法務省において回収されておりますところ、これは市区町村の長が作成した文書について法務大臣が保有しているに過ぎず、法務大臣が訂正などを行う法的根拠がないと考えられます。また、画像化された記録は保有しているものの、登録原票の原本は既に廃棄済みであることなどから、登録原票の訂正などを行うことは困難です。

次に、外国人登録原票の写しを市区町村において開示してほしいといった要望です。

こちらにつきましても、御説明したとおり、外国人登録原票は法務省において回収済みであり、その原票を保有していない市区町村においては対応することができません。仮にこれを可能とする場合には、大幅な制度改正や情報連携システムの配備が必要となるため、実現は困難であると考えます。

ここまでの、平成21年改正法に係る制度の概要と施行状況の説明、報告でした。

次の14ページは、当局において施行状況を検証した結果から見えた今後の主な検討課題としております。

上段の16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間更新申請に関する意見につきましては先ほど御紹介したのですが、16歳の誕生日までに申請が行われなかった場合、本人が申請できるのは誕生日当日の1日限りとなってしまう、誕生日当日に申請が行えなかった場合には、本人が罰則を問われ得るというものです。このような意見を受けて、有効期間更新申請手続についての見直しに係る検討が必要であろうと考えております。

また、下の方の中長期在留者の届出制度に関してですが、記載しておりますとおり、中長期在留者本人からの届出がなく、所属機関からの届出がなければ、離職、退学、離婚などの届出事由が生じているかどうかを把握できませんし、中長期在留者からの届出がなされたとしても、その中長期在留者を受け入れている所属機関からの届出がなければ届出内容の正確性を確保することができません。これに加えて、外国人を雇用する事業主からの雇用状況届出は義務となっていますが、個人事業主などにはこれらの届出を行っていない者も見受けられますし、届出がなされていても内容が不正確なものもあり、その届出情報と当局保有の情報との突合が困難なものもあります。

このような状況から、よりの確な在留管理を行う上でも、中長期在留者と所属機関の双方から正確な情報を確実に取得する必要があると考えられますが、さきに申し上げた提言や国会の附帯決議を踏まえながら検討すべき課題であると認識しております。

次に、15ページを御覧いただければと思います。

資料に記載のとおり、現在の在留管理制度は平成24年7月に施行されてから5年が経過しております。また、法改正に関する検討を行ってからは約10年が経過しております。この10年の間に、在留外国人を取り巻く状況は大きく変化しているものと考えられます。

まず、平成28年末時点の在留外国人数は、10年前の平成18年に比べて約20%

増加しております。とりわけ資料に記載しておりますとおり、入管法の別表第2に規定している在留資格、具体的には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」といった身分、地位に基づく在留資格で、我が国に在留する外国人の人数は年々増加しております。永住者については、平成18年末には在留外国人全体の約2割程度であったものに対して、平成28年末には在留外国人の全体の約3割まで増加している状況です。

次に、16ページでございます。

16ページは、ただいま御説明しましたとおり、在留外国人数は大幅に増加しており、受け入れる外国人の活動内容や受入れ形態も変化してきております。そうした中で、これまで以上に在留外国人の在留状況を正確かつ確実に把握する仕組みを構築することで、外国人の利便性の向上や必要としている行政サービスの提供が行われるとともに、在留外国人が適法に在留していることを継続的に担保することで、日本社会に安心、安全感が醸成され、外国人とのよりよい共生社会の実現を推進することができると考えております。

そこで、外国人の共生社会を実現するための在留管理の在り方について検討する上で、課題として4つの点を挙げさせていただきました。

1つ目は、所属機関などを介した在留管理及び在留支援の在り方についてです。

増加する在留外国人を適切に管理・支援するためには、外国人を受け入れる機関を介した間接的な管理支援が必要となると考えられます。所属機関による中長期在留者の届出制度の在り方や、外国人雇用状況届出情報の適切な在り方など、さまざまな課題について検討する必要があると考えます。

2つ目は、活動・身分変動などが、現在の届出制度の対象外である在留資格の在留管理の在り方です。

「永住者」や「定住者」、「特定活動」などで在留する者について、現在、在留カードに記載する身分事項や住居地に変動が生じたときにしか届出義務がありません。しかし、先ほど申し上げましたとおり、これらの在留資格を有する者は大幅に増加しております。これらの者に関する在留管理や在留支援の在り方について、検討が必要であると考えます。

3つ目は、関係機関と情報連携などを通じた情報収集の在り方についてです。

現在、中長期在留者に関する情報として、市区町村からの住居地情報や厚生労働省からの雇用状況届出情報の提供を受けているところですが、関係機関とのさらなる連携によって、在留外国人の在留状況を正確かつ確実に入手し、各種情報の分析・活用によって偽装滞在者などを発見し、的確な対応が可能となるものとともに、在留資格手続の円滑化・迅速化を図ることができると考えられるため、適切な情報収集の在り方について検討する必要があると考えます。

4つ目は、共生社会の実現のための在留支援です。

今後の在留管理の中で共生社会を実現するためには、どのような在留支援が必要なのか検討する必要があると思っております。今後の在留管理の在り方については、ただいま申し上げました検討課題などを含めて、今後の政策懇談会において委員の皆様にご個別のテーマとして御議論いただければと思っております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

○田中座長 ありがとうございました。

質疑・意見交換は、もう一つの件の御報告を頂いてから行います。次に、皆様のお手元にあります「日系四世の更なる受入れ」と記載されている資料について、当局から説明いただきます。

丸山入国在留課長から説明をお願いします。

○丸山入国在留課長 入国在留課長の丸山です。

それでは、お手元の資料に沿って「日系四世の更なる受入れについて」ということで、簡単に御説明させていただきたいと思います。

本件につきましては、昨年6月及び11月の政策懇談会でも少し触れているところでございますが、現在、最終的な案のパブリックコメントを行っているところでございます。パブリックコメントの募集は2月21日の水曜日まで予定しておりまして、それらを踏まえつつ、また本日頂いた御意見も踏まえて最終的な案を固め、年度内に開始できればと思っているところでございます。

現行の制度でございますが、お配りしている資料の参考資料というのが4ページ以降にございまして、参考資料の1枚目でございますが、現行の制度につきましては、第二世代、第三世代は、例えば「日本人の配偶者等」、「定住者」といった在留資格で、これは年齢とか関係なく入国できまして、就労活動等に制限がないという位置づけでございます。

他方、第四世代につきましては、第三世代の親の扶養を受ける未成年、未婚の実子に限るということで、成人の方が単独で来られる仕組みには今はなっていないところでございます。家族の統合などの観点から、未成年者の入国については認めているということでございます。

この点につきましては、前回御質問もありましたが、入国の時点ではやはり未成年者でないと入国できないのですが、日本に何年か滞在されて成人される方もいらっしゃいます。そういう方について、二十歳を超えたら、一律に日本に在留できないという運用をしているわけではなく、在留実績を見ながら個別に判断しているところでございます。

続きまして、日系四世の受入れにつきましては、従前より日系人社会の方から、四世も成人してから入国させてほしいという要望がありました。三世までと違って日本との関係がかなり薄れてくるので、三世までと同じ取扱いは難しいというところではあったのですが、昨年2月、衆議院予算委員会におきまして安倍総理から国会答弁がございました。簡単に申し上げますと、南米諸国等を回られて、日系人社会の方とお会いになり、多くの方が日本に強いあこがれを持っていらっしゃるということで、これに対して何らかの対応ができないかという思いをお持ちでございまして、当時の法務大臣に対して前向きな方向で検討するよう御指示がございました。

その後、自民党の一億総活躍推進本部の議論もございました。こちらの方は、母国での日本語習得支援や新しいワーキングホリデー制度創設による日系四世受入れ活躍支援をすべきであるということで、御提言を頂いたところでございます。

これらを踏まえまして、どのような制度にすべきか検討したところ、目的としましては一定の要件を満たす日系四世の方を受け入れ、日本文化を習得する活動などを通じて

日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって日本と現地日系社会との結びつきを強めるかけ橋になる人材を育成するということを目的として制度設計をしてきたところでございます。

具体的な要件、受入れ対象者につきましては、これは多くの国、19カ国と、ワーキングホリデーという形で若い方たちの交流ができる制度がございますが、そういった仕組みを念頭に置きつつ、他方、平成元年の入管法改正以降、日系二世、三世の方が大勢日本に來られたことによって課題として掲げられているようなことにも配慮しつつ、検討してきたところでございます。まず、比較的若い層ということで18歳以上、30歳以下の方を対象としました。受入れに当たっては、受入れの枠を設け、制度開始当初は年間4,000人程度を想定して開始したいと考えております。

そのほかの項目、素行や生計維持、健康、家族の帯同等につきましては、大体ワーキングホリデーと同様な措置でございます。

ワーキングホリデーと異なりまして、日本のことをよく知ってもらうということと、滞在期間が通算して5年間ということで、ワーキングホリデーの通常1年間と異なり、長期間滞在していただくことも可能な仕組みにしておりますので、一定の日本語能力要件を課すということを考えております。

入国時におきましては、日本語能力試験のN4程度、期間更新をして通算2年を超えて在留するときには、ワンランクアップした日本語能力試験N3程度ということを考えております。在留資格としましては、ワーキングホリデーと同様、「特定活動」の在留資格に位置づけまして、必要な告示の改正案について、現在パブリックコメントの募集を行っているところでございます。

主たる活動としては日本語などを学ぶ活動であり、就労活動は、当該活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内で行うということでございますが、職種等については風俗営業関係などを除いて制約はございませんし、留学生のアルバイトのように1週間の就労可能な制限時間を入管法の観点から制限することは予定しておりません。

また、通算して5年ということも可能と書いておりますのは、例えば、2年間在留して、日本語能力が向上しなかったので一旦帰国するけれども、日本語能力が向上した後、もう一度、入国することが可能な仕組みということでございます。

また、この制度でワーキングホリデーと違いますのは、右側の方で支援策ということでございまして、これは日本での滞在活動が長期化するという点と、従前、日系人の方は大勢來られたのですが、日本社会との結びつきが少なかったケースが多くありました。例えば、派遣会社の方に雇われて、派遣先の企業と自分のアパートを往復するような形で終わってしまったような方たちも多く見受けられましたので、今回につきましては、何らかの形で、日本でいろいろ支援をしていただけるような方がいるシステムにしてみたいということでございます。

日系四世受入れサポーターという言い方をしておりますけれども、四世の方の親族やホストファミリー、雇用主の方に、無償で活動をしていただくことを想定しております。具体的な役割としては、日系四世と連絡を取り合っていて、相談事に乗っていただく。あるいは、趣旨に沿った活動をしているか確認していただいて、四世の方の在留期間更新申請のときには、サポーターの方で確認されている事項を入管の方にも報告し

ていただくことができないかなというふうに考えております。

現在、パブリックコメントの募集を行っておりますが、先週の時点で約100件の御意見を頂いているところでございます。好意的な意見も多いですが、中には、実施するのであれば、こういうところを留意したらどうかという意見も頂いていますので、それらも参考にしながら、この制度の趣旨を日系四世の方御本人、あるいはサポーターになっていただく方によく理解していただく必要があると思っており、入管の方でも、まず、それらの方用の手引きをつくって、幾つかの言語にも翻訳した上で、相談先や、困ったときの対応策を案内していくことによって、いろいろ御懸念の部分にも対応できないかなというふうに思っているところでございます。

御説明は以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、当局からの説明に対して御意見、御質問を御自由にお問い合わせいたします。

それでは、野口委員，どうぞ。

○野口委員 御説明をどうもありがとうございました。

最初に頂いた中長期在留者の在留管理制度の施行状況について、2点御質問をさせていただきます。

1点目は、在留カードに基づく中長期在留者の管理に関わる事柄で、入管法を読みますと、届出をさせ、届出を義務にして、届出の不履行、それから虚偽の届出については罰則で締めるという仕組みになっています。行政法的に言うと実効性の担保などと言いますが、終極、罰則が用意されているようであるのですけれども、今日の御説明によると、届出の不履行については調査をして指導をして届出をさせ、虚偽の届出については、関係機関に通報をしているという御説明はあったのですけれども、最終手段として用意されている罰則の状況というのが、もしお分かりになればお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、外国人登録原票の廃止に伴う影響になるかと思うのですけれども、あるところでお伺いしたことがあるのは、在留管理とはちょっと関係が薄いところなのかもしれないのですけれども、家族・親族情報の蓄積がなくなってしまったというのが大きな影響としてあるという話を伺っておりました。本日のご説明では、外国人登録原票は、今法務省が管理をされていて、必要があれば個人情報保護の情報開示で処理をされているという話ですけれども、この情報は保存期間は何年になるのかというところをお伺いしたいです。

○田中座長 今2つ御質問ありましたので、お問い合わせいたします。

○中山在留管理業務室長 野口先生から2点質問を頂きました。1点目の罰則の状況ですが、これは届出をしなければ、入国審査官若しくは入国警備官から、まず届出をしてください若しくは更新をしてくださいというような案内をさせていただいております。

ちなみに、この罰則は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金というのが科せられていますが、実際のところ、この罰則を設けて適用を受けた事案はございません。

それから、外国人登録原票の保存期間ですが、行政文書の保存期間が最大でも30年ですけれども、その部分はまだ整理がされておられませんので確認させていただきます。申し訳ございません。

○野口委員 分かりました。

何で今の2つのお話をお伺いしたかというところ、まず第1点目は、法制度として見たときに、調査漏れとか、届出の義務履行違反の捉え切れていない部分などがあるとすると、やはり最終手段として、法律で用意されている仕組みがどれだけ実効性を持っているのかという評価になってくると考えるためです。資料の9ページで事実の調査の実施件数について、かなりの情報は出てきているようですが、この調査の態勢が十分であるか、また、指導に基づく義務の履行が、うまくいっていないようなケースが本当にないかどうかというところ、データとして把握しておく必要があるのかなということですね。

それから、2点目は、13ページの御説明を伺っていてなるほどと思ったのですが、30年以上は保存されているということであると、自分自身の家族の情報が知りたいというときに、個人の情報開示の仕組みを使ってアクセスすることは不可能ではなさそうですが、自己情報コントロールという観点からすると、記載事項の訂正ができないというのが今の状況のようです。基本的には個人情報のコントロールの仕組みというのは訂正請求ができるというもので、何かしらの制度の改善みたいなことはあり得ないのでしょうか。これは入管の制度とは少し離れるところなのですが、在留者の在留支援という観点からすると、議論にはなってくるのかなという気がしたということですね。

ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

後者の保存期間については、後で確認しておいていただいたらよろしいんじゃないかと思います。いずれにしても、紙での保存はないのですね。

○中山在留管理業務室長 紙はございません。

○田中座長 紙はないから、電子情報をどれだけ長く持っているのかということと、それから今御指摘頂いた件で言うと、訂正についてはどういうことになるかという疑問だろうと思います。

今の実態は、訂正は受け入れていないということですね。

○中山在留管理業務室長 そうでございます。

○田中座長 これについては御意見があったということで了解してください。

その他、御発言ございますでしょうか。

どうぞ、明石委員。

○明石委員 2点ほど伺いたいと思います。

本日配付されている、昨年6月の在留管理についての際の政策懇談会の場合でも質問させていただいた件です。そのときはまだ検証中という状況だったのですが、在留管理についての1ページ目の右側、旧制度の問題点というフローの一番下です。外国人の居住状況が正確に把握されていないので、国民健康保険証の未回収ほか、数点の懸念があるということでした。ここが新制度の導入の出発点となっていたと理解できるわけですが、それについて、以前質問させていただいたのは、こうした問題が、新制度導入によってどの程度解消、あるいは縮小されてきたのかということについて、定量的な、あるいは経年的な変化があったのか。それに対する考察や評価などはされてきたのかということ

を伺いたいと思います。これが1点目でございます。

2点目は、最後に御説明を頂いた「日系四世の更なる受入れについて」であります。日系四世の更なる受入れのための特定活動告示の一部改正の概要の中の下から3行目で、御説明にもありました、その日系四世受入れサポーターが無償で支援を行うということが原則になっているという点です。

こちらは必ず無償で行わなければいけないのか、あるいは有償の支援が含まれても違反にはならないかということでもあります。つまり金銭的な負担がどれぐらい、その日系四世の受入れに、本人にかかるのかということが気になるところです。日本に渡航、入国、滞在、就労することに関して、国際的な職業あっせん業務が生じる可能性もないわけではありません。実際、日系三世の受入れの際でも、そうした一種のマーケットは存在してきました。ですので、健全な制度運用が担保されるかどうか若干の懸念があります。その点について、規制対応等、お考えがあるのかどうかというのが2点目の質問です。

○田中座長 それでは、2つありますので、それぞれお願いします。

○中山在留管理業務室長 まず、私の方から、明石先生のお話の市町村でどのような変化若しくは解消されたかというお話でございますが、先ほど御説明しましたように、中長期在留者が住民基本台帳制度の対象となったことや、各市区町村と法務省の間で情報連携によって中長期在留者の所在地、それから法的地位などを即時的に把握することが可能となったというところでございまして、この制度によって取得された情報を、どのように地方自治体が利用・活用しているかはそれぞれの趣旨によるものと考えていますが、いろんな会議で市町村の方とお話する機会があったときに確認したところ、情報は正確かつ迅速に届いているが、例えば住民税の未回収、国民健康保険の不払い等については、まだそれによって解消されることはなっていないというお話も伺っております。

ですので、集住都市会議に参加させていただいたときは、やはりこの点についても、法務省において何かできないかという御意見も頂いているのは事実でございます。

以上でございます。

○丸山入国在留課長 続きまして、日系四世の方でございますが、ここで想定する無償といたしますのは、例えば日系四世本人の方がサポーターになっていただく見返りとして、サポーターに対して幾らか毎月支払うといったことは想定していない、そういうことはこの制度の趣旨に合わないということで書かせていただいております。

ですので、渡航費用等は、本人が負担されてこられるのだと思いますけれども、サポーターの仕事を商売のような形でやっていただくことは好ましくないということで、こう書いているところでございます。

実際のところ、どう制限していくかというところではありますが、サポーターの方が日系四世の入国の手続をしていただくことになりますので、その中で、引き受けることになったいきさつ等も御説明いただきながら、確認していくことになるのかと思います。後刻、何か商売でやっているような方がいらっしゃれば、それ以降はそういう方のサポーターとしての活動は認めません。事後的な措置で対応する部分もあるかもしれませんが、そういった制度で始められないのかと思っております。

○田中座長 今のお答えでよろしいですか。

○明石委員 はい。誤用乱用の余地を大きく残すものだとちょっとまずいというふうに思いましたので、質問させていただきました。現時点でのご回答として承りました。

○田中座長 村上委員。

○村上委員 今、明石委員がおっしゃったことと同じような話ですけれども、日系四世の件です。

サポーターの方が何をするのかということです。日系四世の更なる受入れのための特定活動告示の一部改正等の概要の2ページ目では、4行目から、「日系四世に係る日系四世受入れるサポーターとなることを誓約している個人又は団体の職員を規定する」とありますが、この誓約しているということだけでよいのか、不安視しています。サポーターについて、親族の方などを想定すればそういった心配はないのかもしれませんが、そういう方だけではなくて、雇用主も想定されているということを考えると、登録であるとか届出とか、そういった措置が必要ではないかという気がしております。先ほどのような想定外の運用をされている場合には、届出をしてもそれを取り消すとか、そういったことが必要ではないかと考えております。その点について、どのように担保していくのかをもう少し詳しく教えていただければと思います。

それから、パワーポイントの「日系四世の更なる受入れについて（案）」の方の2ページ目に、日系四世受入れサポーターは、親族、ホストファミリー、雇用主等という方々が想定されていて、その注書きの方に、「非営利団体が日系四世受入れサポーターをマッチングすることも許容する。」とあります。この「職業安定法に抵触しない限りで」という部分について、職業安定法に抵触しないで雇用主とマッチングするということができるのかという点と甚だ疑問がございまして、どういったことを考えておられるのかということをお教えいただければと思います。

○田中座長 それでは、お願いいたします。

○丸山入国在留課長 後者の方、まず2番目の御質問の職業安定法に抵触しない限りでと書きましたのは、もし、雇用主がサポーターになる際に第三者の仲介があるのであれば、例えば職業安定法上の許可なり届出とかきちんとしてきているような団体によるマッチングであることという趣旨で書いているところではございますけれども、今後作成する案内書等で、もう少しよく分かるように記載した方がいいのかなというふうに考えております。

また、想定外の運用がなされていることが発覚した場合についてですが、サポーターになられる方は、誓約書を出していただきまして、内容としては、お配りしている資料の中で、現時点のものとしてサポーターの役割等のイメージお書きした紙を1枚、四世の方にいろんな情報提供をしていただくとか、困りごとの相談に乗っていただくであるとか、キーになりますのは、少なくとも1か月に一回程度は連絡を取り合っていただき、活動内容を把握していただくということをお願いしようと思います。それで、そういったことを無償で行うということを誓約書として出していただくことを考えているところでございます。

他方、例えばでございますけれども、仮に入管に対して虚偽の文書、お金を取ってサポーターをやっているにもかかわらず、無償でやるということで入国の手続をされたということであれば、そういった不正な形で上陸許可を取らせることを助けたという位置

づけにもなっていくとは思いますが、まずは制度趣旨を徹底することによって、そういった違反行為が出ないような形で努力していきたいと思っております。

○田中座長 引き続き村上委員どうぞ。

○村上委員 ありがとうございます。

なるべく制度が不適切に運用されないようにということですが、日系四世受入れサポーターの方に期待されている役割というのはいろいろありまして、無償で最長5年も行うことが想定されているわけで、負担感は重たいと思っております。そういう中で、御本人から、日系四世の方からはお金を受け取るということではなくても、他の方から受け取るということは容易に想定できるのではないかと考えておりまして、ブローカーみたいな方が介在しないように排除する仕組みをどうするのか検討が必要かと思えます。

先ほど御質問した非営利団体というのなかなか難しい部分がありまして、どのようにこの人たちを絞っていくのかとかということも、少し慎重に考えていただければと思っております。

以上です。

○田中座長 更に回答ありますか。

○丸山入国在留課長 御指摘も踏まえて、特にどういった団体が関与するかというところについては、審査の中で把握していきながら、問題が生じないようにやっていきたいと思っております。

○田中座長 それでは、滝澤委員。

○滝澤委員 2点目の日系四世の受入れですが、やや分からないといいますが、唐突感が私は個人的にはあります。お伺いしたいのは、そもそもの目的が何なのか、日本文化の研修ということで、そのきっかけが昨年2月の総理の答弁というふうに理解しておりますが、総理が南米に行かれたら、現地の日系人の方が日本への強いあこがれがあったと、一回行ってみたいと。ということであれば、例えばジェットプログラムもありますし、観光客という手もありますし、本音は何だろうと思うわけです。突然なゼブラジル等から年間4,000人もの若い人を受け入れることになったのかということに、非常に不思議な唐突感があります。

それで、これは実体は労働者の受入れだろうと、みんなそう思うわけです。ということは、よくある建前と本音を使い分けて、本音では若い頑丈な労働者を受け入れたい、ついでに、日本人の血が流れているから安全だろうというようなことで受入れを始める。でも、建前的には飽くまで日本文化を学んでもらうという、こういう非常に分かりにくい政策が導入されつつあると考えます。しかも、今年の3月から始めるということで、長期的にまたこれが禍根を残すのではないかと思います。労働者を入れるというのであったらそれでいいと思うんですが、そうではなくて、飽くまでこれは日本文化の研修ですと。もしそうであれば、外務省がやることじゃないかと思います。何で法務省が、突然、文化交流にそんなに乗り出すのかという点でも違和感があります。

最後に、私の立場からすると、難民については非常に制限的に難民条約のもともとの趣旨を守って、迫害された者じゃないと受け入れないという姿勢を保つ。それで、去年の認定も20人、人道的配慮を含めても65人という非常に固い姿勢を法務省がとる一

方で、ブラジル人の文化交流では4, 000人から毎年始めますというところにも、非常に違和感を持っております。

ということで、漠然とした質問なりコメントですけれども、なぜ今の時期にこれがあるのか、本音は何なのか。それから、難民に対する後ろ向きの姿勢と、この前のめりの新しい日系四世についてどんなふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○田中座長 これはどなたからお答えになりますか。

丸山入国在留課長、どうぞ。

○丸山入国在留課長 この制度につきましては、繰り返しになりますが、労働者を受け入れるためのものではありません。総理の答弁を契機として、また、自民党の提言なども踏まえつつ、各国と行っているワーキングホリデーと近いような形で、まず始めてみてはどうかということで検討してきたことによるものでございます。

実際、就労は可能ということですので、今、滝澤先生から御指摘あったような御意見もあるかと存じますけれども、日本語の要件であるとか、あるいは入国後も日本語の一定の向上を目指していただくとかということをトータルで見て、こういった形で日系四世の方と現地社会との結びつきが強化できるものをまず始めてみてはいかがかということで検討してきたものでありまして、人材不足へどう対応するかという話は、日系四世だからということではなくて、幅広い観点でいろいろ政府内でも検討していかなければいけない課題だろうと思っております。

○田中座長 では、安富先生。

○安富座長代理 今の関連ですが、ワーキングホリデーに準ずるといような御趣旨の話のように承りましたけれども、ワーキングホリデーに準ずる枠組みがある中で、どうしてこの日系四世受入れサポーターという制度が必要なのでしょう。ワーキングホリデーの場合には、今回のサポーターのような人なり組織が関与するという仕組みはないと理解していますが、何ゆえ日系四世の場合には、このサポーターが介在するといような仕組みをお考えになったのかについて、お聞かせいただければと思います。

○丸山入国在留課長 今、御質問頂いた件につきましては、ワーキングホリデーは通常、現地で査証の発給を受けて入国してきて、最長でも1年間在留していただくというものです。他方、今回の仕組みにつきましては、最長5年間日本にいていただくということと、日本のことをより知っていただくということで、制度趣旨に沿った形で滞在を続けていただくに当たっては、やはり日本にいろいろ相談できる方というのを、置いてはどうかということで今回考えたものでございます。

こういったことを受けとめ、サポーターが当方が想定しているとおりの役割を果たしていただければ、単に日本にいて働いたというだけではなく、日本のこともいろいろ知る機会ができたというように、この制度趣旨に沿った形のものがないかなということで、今回設けようとしているものでございます。

○田中座長 安富先生どうぞ。

○安富座長代理 先ほどの御質問も、サポーターがどのような活動をするのかについての御懸念が背景にあって明石委員と村上委員からあったように理解したんですけれども、親族とここに記載されてありますけれども、親族とはどの範囲なのか明確でないこともありますし、それから、特定非営利団体の話もありましたが、どのような団体がサポー

ターとしてできるのかということもはっきりしていません。このような中で3月告示として進められるのは、やはり危惧感や懸念が示されても致し方ないように思います。

また、5年間の在留とおっしゃいましたが、「特定活動」ですから、毎年切り替えの時期に来てもらって在留状況を確認するというようにしていけば、何もこのサポーター制度を導入しなくてもいいわけで、サポーターが活動内容を入管に報告するという非常に煩雑と思われる仕組みが考えられています。日系四世御本人が直接入管に出頭して、状況をお話しになって、そこで「特定活動」として更新していけばいいのではないかとと思うのですけれども、その点についていかがですか。

○丸山入国在留課長 「特定活動」ですので、通常であれば在留期間は1年という形で許可することになると思いますので、入管の方には少なくとも1年に一回は来ていただくということにはなろうかと思います。その時点で、どこで働いているのかとか、生活をどうしているかという確認はできるわけですが、特定活動につきましては19条の16のような形で、本人に対して、在留期間の途中で働き先が変わったことに対しての届出義務等も課されておられません。平成24年から施行されている在留管理制度は点の管理から線の管理ということでやってはいるのですけれども、なかなか貫徹しておらず、まだまだ不十分なところがあるかと思います。今回、在留期間が最長で5年間までと長期化するというので、こういったサポーターの御協力も頂きながら、在留期間の途中でも、きっちりと制度趣旨に沿った活動をしていただいているかどうかを確認し、必要な助言をしていただきたいという思いで、今回こういう制度を設けようと思っているところでございます。

○田中座長 市川委員、御発言どうぞ。

○市川委員 まず、日系四世ですが、私も、通常のワーキングホリデーは期間が1年のところを2年ないし5年というふうになっているということと、それだけ長期になることが想定される中でサポーターの方がどういう意味合いでサポーターになるのかということを考えたときに、一番現実的に考えられるのは、人手不足の雇用主の方が、5年働いていただけると有り難いという、そういう需要からサポーターになることが一番想定できるのかなというふうには思っています、そういう意味で、目的と実態が乖離していないかという点は、滝澤先生と同じような印象を持っています。

その点はさておいて、サポーターの役割として、雇用主の側から、日系四世の活動ができなくなったときは報告できるとか、それから日系四世の活動形態を入管に報告できるようになっているというところが、使い方によっては、雇っている日系四世の人を言うこと聞かせるために、もしうちで活動できなくなったら、もう帰らなくてはいけないうようなことをサポーターが言うようになってしまうとすれば、かえっておかしな形になってしまわないかという懸念があります。これは技能実習でも同じような問題がありますけれども、そういう点で、雇用主と日系四世がどういう関係になるのかというところで、余り支配的な関係にならないような形をどうつくっていくかということは御留意いただきたいなと思っています、そういう意味で、雇用主が替わった場合にはサポーターの変更のようなことも考えていただきたいと思います。サポーターの変更が自由にできるようにしておかないと、サポーターの言うことをきかなければならないような、何か非常に厳しい制度になってしまわないかということが1点です。また、先

ほど明石先生がおっしゃられたように、送り出し国側のコントロールというのができていないと、そこでお金のやり取りであったり、保証金の徴収であったりなどということが出てくると、また技能実習と同じ問題が出てきてしまうので、その点も懸念をしているということです。このサポーターの問題と、送り出し国のコントロールという点で、何か御対応策のようなことを考えていらっしゃれば、お伺いしたいと思います。

○田中座長 どうぞ。

○丸山入国在留課長 サポーターの変更について、特段制約はないものですから、先ほど申しました御本人さんとかにお渡しする手引の中で、雇用主やサポーターの方とトラブルになったら、まずは入管に御相談いただくことになるのかなと思いますけれども、そういった連絡先、相談先などを明記するであるとか、あるいは入国後に雇用主、サポーターが変わることは当然制約されていないというようなことも本人に周知するということは、まずやっていきたいと思います。技能実習のような形で、同じところで基本的に勤めてくださいみたいな制約は制度上ございませんので、そういうものではなくて、困りごとがあればどこどこに相談してほしいということで、少しでも声が上げやすいような形でやっていけたらと思っております。

送り出し国の方の規制については、恐らく日系四世に限った話ではないと思いますが、恐らく職業紹介の問題とかあるんだと思うんですけれども、来られる方からいろいろ事情を聞きながら、どういう実情があるのかということをもまず把握していきながら、それで問題点に気づいたときにどういう解決策があるかということも考えていくことになるのかなと、お話を聞いていて思った次第です。恐らく海外から日本に来る方に、今御指摘あったような問題点というのは恐らくこの制度に限った話ではなくで、潜在的にはあり得るのかなというふうに思ってお聞きしておりました。

○田中座長 引き続き、市川委員どうぞ。

○市川委員 在留管理のところですが、8ページのところで、所属機関による届出の関係で、年間51万件、届出があるということですが、これは届出が努力義務とされている所属機関、特に、日本語教育機関とか大学などからの届出だと思いますが、これが51万件あるということで、現状でこれは十分なのか、まだかなり届出が漏れているというような認識なのか、それは数的に何か現れていることがあるのかどうかということを御教示いただきたいと思っていまして、それは、こういう届出義務を厳しく課していくとすれば、その目的とか、それからその効果といいますか、どういう措置、あるいはどういう効果を及ぼすためにその調査をしていくのかという、そういう観点で必要十分なものである必要があると思いますので、そういう観点からも、現状どうなっているのかなということをちょっとお伺いしたいと思います。

○田中座長 中山在留管理業務室長、どうぞ。

○中山在留管理業務室長 市川先生のお話のあった19条の17ですが、留学生、日本語教育機関、大学、専門学校の方が大半を占めております。

企業の方については、雇用対策法に基づいてのハローワークへの届出が義務付けられておりますので、そちらの方でカバーはできているものと思っておりますが、実は雇用状況の届出制度の中身が、氏名、生年月日、在留資格、在留期間、性別、国籍・地域等ということで、私たちの持っているデータと若干異なる場合がございます、そこで把握

できないという情報もあります。ですので、最後の方に述べさせていただいたように、この辺についても何かうまく届出していただけるような形のものに改正できないかなというふうな考えでお話しさせていただきました。

特に、これは体感ですけれども、いわゆる個人事業主の方がハローワークへの届出をしていないとか、そこで雇われている、例えば、調理人だとかが移動したときの届出がされていないとかということが多く出ているような感じが見受けられております。

○田中座長 市川委員、引き続きどうぞ。

○市川委員 大学とか日本語教育機関側の届出はほぼできているという感じなのか、まだ十分ではないという感じなのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○中山在留管理業務室長 そちらの大学、日本語教育機関、専門学校等は、半年に一回の定期報告も含めてきちっとしておりますので、網羅されているものと思っております。

○田中座長 岡部委員。

○岡部委員 ありがとうございます。

私も日系四世の方の質問半分、コメント半分ですけれども、他の何人かの先生がおっしゃったように、飽くまで日本とブラジルの間の文化交流が目的なのか、それとも、実質的な労働力の確保ということも考えていらっしゃるのかがよく分からないということがございます。

もう少し具体的にお伺いしたいのですけれども、将来的なデザインとして、いわゆる還流移民のようなことを想定されているのか、つまり最高でも5年間、日本で何らかの能力を身につけたブラジルの若者が帰って行って、現地で活動されながら日本とブラジル間の産業的な交流も活発化していくというようなイメージなのか、そうではなくて、可能性としては5年間といいつつも、その後、制度の改正等があって、実質的に永住化していくという道が今から想定されているのかどうかというところは、この3月までは無理だとしても、もう少し慎重に考えないといけないのではないかなという気がしております。

もし、より長期的な労働力の確保ということを考えているのであれば、家族を帯同するか、しないかということについても、もう一度検討が必要で、今回、受入れの対象者が18歳以上30歳以下ということもありまして、一般的には、もし配偶者やお子さん等がいらしたとしても、特にお子さんは非常に小さい人も多いだろうということで、先ほど冒頭の話にありました、共生をどのように行うかということを考えるときに、もしかすると、家族の帯同ということを早い時期でしたほうが、もしかしたら支援コストの低下につながるというような見立てもできるかもしれないので、今の時点ではまだ十分なデータがありませんから何とも言えませんが、それこそこれらの経験をしているドイツなどの、ほかのヨーロッパの国々の状況も参考にしながら考えられたらいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○田中座長 これについては、お答えはありますか。

○丸山入国在留課長 この制度自体は、繰り返し申し上げますとおり、日本で経験をしていただいて、本国に帰っていただくということでございます。

御指摘があったように、入国して5年後どうなるかというところでございますが、他

の在留資格、例えばいろんな就労活動等の資格がございますけれども、そちらの要件を満たせば、在留資格の変更を拒むものではありません。また、自民党の提言案には、更にこの先どうするかを、この運用を見ながら議論を開始するべきではないかということも頂いているところでございまして、まずこの制度を始めて、外国人の受入れ全般をどうするかという問題とも恐らく重なってくるところもあるかもしれませんけれども、この5年が終わった後、今の制度設計としては御帰国いただいて、日本と本国の結びつきができるようなことをしていただければということが趣旨でございますが、運用状況を見ながら、本制度を利用して5年間滞在した後も日本に残るような仕組みが検討できるのかどうかということは、一応、宿題としては頂いているということかと思います。

○田中座長 その他、ございますか。高橋委員。

○高橋委員 中長期在留者の在留管理の在り方ということで、16ページに検討課題を挙げていただいて、これを今後検討するのだと思いますけれども、私は今までこの資料の中で出てきた意見とか要望に対する対応を伺っていて、やっぱり現行制度で対応していくには限界があるのではないのかなということをまず感じました。

それから、2つ目に、今、高度外国人材、資格外活動、技能実習等々、外国人が短期、中長期間わず、日本の中でいろんな形で生活者として暮らしておられる、そこが増えていくといったこと。それから、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、人手不足のもとで、どこまで外国人労働の受入れに踏み出すのか分かりませんが、在留者数がふえてきて、管理、支援の必要性がますます高まっていること、それから、外国人労働者として、いろんな形態で入ってこられる方は多いわけですが、労働力としてではなくて、生活者、人として見る必要があること、それから、日本人と同等の待遇を確保する必要があること、こういったことを基本に置いて支援しなくてはならないと思います。

そうすると、やっぱり従来のように入国管理から発想を広げた在留管理では、もうシステム的に限界、体制的にも限界があるのではないのかなという気がします。例えばシステムであれば、日本人ならマイナンバー制度であるとか、何らかの形で一元化しないと、不突合の問題はいつも生じると思いますし、それから体制についても、現行体制のもとでいろいろ再検討するということもあるのでしょうかけれども、そもそも在留管理という方向に大きく切り替えて、体制を強化していくというようなことも含めて検討すべきではないかなということ、それだけ深く広い、大きな問題で、先ほどから、点から線というお話がありましたけれども、私は線から面へ管理を広げていかないと、いろんな問題は解決できないのではないかなということをちょっと総論的にですが、申し上げたいと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今の高橋委員の御発言に対しては、何かコメントはありますか。

中長期在留者の課題で言うと、確認ですけれども、14ページにある、この16歳の誕生日を迎える者の在留カード等のという、これは現行制度、大変おかしな制度ですよ。ですから、ここに書いてあるように見直しの検討ということで、やはりこれは最終的には法改正しないといけないのではないかと私は思うのですが、そういう理解でいいですか。

○中山在留管理業務室長 そのように考えております。

○田中座長 それから、高橋委員がさっきおっしゃったことと関係しますが、在留カードに移行したというのは1つのステップですけれども、日本社会全体としていくと、ますます情報についての利用ということは進んでいくわけで、マイナンバーカードというのでも依然として十分普及はしていないという面はありますけれども、最終的に言えば日本政府自体も世界の流れからすれば、ある種の電子政府の形になっていくので、この31年ぐらいまでを目がけた検討ということで言うと、もう少し情報技術等の利用も含めて、この中長期在留者の在留管理制度というのでも今後検討していく必要があるのではないかなというのが私のコメントであります。

それから、最後にもう一つコメントで、日系四世の受入れについては、早く実施しなければいけないという側面があるのかもしれませんが、やはりこの制度の中で想定していない状況が起きるといえるときに、これは起きないようにするというのは正しい議論だと思いますけれども、想定しないことはまま起きるわけでありまして、そのときにどうするのか。取り分け日系四世の人で、来た人に不利益になるというようなことはどうやって防ぐのかというようなこともお考えいただかなければいけないということと、それから、やはりある種の現実との間をどう考えるのか。

私、最近、ブラジルに行く機会がございまして、ブラジルの日系社会の多くの人たちは、今度のワーキングホリデーの形というのでは不満だという人が相当多いというふうに伺っております。つまり、日本語を勉強しなくてはいけないとか、それから家族も連れていってはいけないとかというような、こういうのでは、あんまり自分たちが期待していたのとは違うという意見もあるようです。かなりのブラジルの日系社会の人たちからすると、三世までと同じにしてくださいということをお願いしたいようですね。

そうすると、場合によると今度の制度を厳格運用すると、実際には日系四世の方にとってみると余り魅力がない。これほど縛られてしまうのだったら、日本に行ってもしょうがないじゃないかということであり、今度、厳格運用しないということになると、そこからできる様々な矛盾、問題が発生しかねない。いずれにしても、今度これを実施したとしても、かなり早い段階でもう一度見直しを迫られるという覚悟を持っていないといけないかなというのが私の感想であります。

これは私から言いつ放しですけれども、何か御発言はありますか。よろしいですか。

○和田入国管理局長 どうもありがとうございました。

本日は大変貴重な御意見をいろいろ頂けたというふうに思っております。日系四世の問題もそうですし、在留管理基盤の問題もそうですけれども、特に我々が今までやってきたやり方で、これからの社会の中で十分通用していくのかということを十分考えながら、いろいろ進めていかなければいけないということを先生方の御意見をお伺いしながら強く感じた次第でございます。今後もいろいろと御意見を頂戴しながら、新しい入管の在り方について考えていきたいと思っておりますので、ひとつまた参考となる御意見を頂けたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

3 今後の予定等について

○田中座長 それでは、次回の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から次回開催予定について御説明いたします。

第10回会合は、3月29日木曜日を予定しております。議題につきましては、「中長期在留者の在留管理制度等の施行状況及び検証結果」ということで、今日行ったことの報告を予定しておりますが、このほかの議題につきましては、また座長、座長代理と御相談させていただきながら、改めて事務局の方から御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

4 閉 会

○田中座長 それでは、本日の第7次出入国管理政策懇談会第9回会合を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—